

【別紙4】 公募条件の概要（素案）

1 受託者の条件

以下に掲げる条件を全て満たすこと。

- (1) 本市の「物品購入等入札（見積）参加願登録者」の「役務・業務6（運輸・他）」に登録されている、又は新たに登録することを検討している事業者で法人格を有すること。
- (2) 長野県内に本社、本店又は事業所等を有する（見込みを含む）こと。
- (3) 過去5年以内に保育所給食調理業務又はこれに類する業務の受託実績が1年以上あること。
- (4) 保育所給食の意義を十分に理解し、保育所運営にも協力できること。
- (5) 業務を遂行できる意欲と能力を有し、継続的・安定的な運営をすることについて、資金の調達、人材の確保等が十分に可能であること。
- (6) 製造物責任法（平成6年法律第85号）の規定による損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入していること。
- (7) ただし、次の事項のいずれかに該当する団体等は、応募の資格がないものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する団体等

イ 佐久市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加等停止措置要綱（平成24年佐久市告示第8号）及び佐久市物品購入等入札参加登録者に係る入札参加等停止措置要綱（平成24年佐久市告示109号）に基づく入札参加等停止中の団体等

ウ 佐久市、佐久市教育委員会又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から1年を経過しない団体等

エ 佐久市、佐久市教育委員会又は他の地方公共団体から指定管理者の指定の全部又は一部を停止され、停止期間満了の日から6か月を経過しない団体等

オ 税（国税、都道府県税及び市町村税をいう。事項において同じ。）を滞納している団体等

カ 団体等の代表者が税を滞納している団体等

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされ、この手続が終了していない団体等

- ク 過去3年以内に食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定による営業停止の処分を受けている団体等（ただし、書面等により適正な食品衛生対応が確認できる場合は除く）
- ケ 食品衛生法の規定により営業の許可を取り消され、当該取消の日から起算して2年を経過していない団体等
- コ 次に掲げる者が、理事、取締役、監査役、無限責任社員若しくはこれらに準ずべき地位に就任し、又は実質的に関与している団体等
 - （ア）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第6条に規定する者）
 - （イ）破産者で復権を得ない者
 - （ウ）禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

2 委託の条件

- （1）事務効率の向上と事業者の安定した業務履行の確保を図るため、3年程度の長期継続契約を締結することを想定している。
 - ただし、委託期間の途中であっても、仕様等に定める業務が適切に履行されない場合は、契約の解除を行うことがある。
- （2）受託事業者は、業務を遂行する上で必要な人員を配置するものとし、休暇等により欠員が生じた場合は、速やかに代替職員を補充し、業務の遂行に支障が出ないよう適切に対応すること。
 - なお、現に当該保育所に配属されている職員のうち、委託の実施後も引き続き就労することを希望する者については、できるだけ雇用を継続するように努めること。
 - また、職員を新たに雇用する場合は、市内の居住者から雇用するように努めること。
- （3）献立の作成、調理の指示（業務責任者に対して）、検食、給食指導等は、従前どおり市が行うものとし、受託事業者は、仕様書に定める業務のみを実施するものとする。
 - なお、業務の実施に当たっては、「保育所における食事の提供ガイドライン（厚生労働省）」、「大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）」、「佐久市保育所給食衛生管理マニュアル」を順守すること。
- （4）従前、市が行っていた給食材料の発注、検収等については、委託の実施に際して、委託業務に移行するものとし、その詳細は仕様書に明記する。

- (5) 調理業務は、保育所に備え付けられた施設、設備等を使用して行うものとし、土地、施設、設備、備品及び什器類の使用は無償とする。
- (6) 調理及び食品の取扱い等が安全、衛生的且つ適正に行われるよう、また保育所給食の目的を十分理解し、園児の健やかな成長に資することができるように、委託契約履行期間中において、調理業務従事者に対して自ら研修を実施し、資質の向上に努めること。
- (7) 次の条件に該当する場合は、保育所給食の全部又は一部を中止する。
- ア 台風、大雪、地震等の天災、異常気象等が発生又は発生することが見込まれ、これに伴い臨時休業（休園）が決定したとき
 - イ 上記のほか、やむを得ない事情により、給食を実施しないことが決定したとき
- (8) 大規模災害や感染性疾患の流行により、給食実施日数が大幅に減少した場合は、その程度に応じて委託料の減額について検討する。
- (9) 監督官庁からの営業停止処分、労働争議及び火災等の事情により受託業務の遂行が困難となり、やむを得ず業務が履行できない場合に備え、契約締結時までに履行保証人を確保すること。
- (10) 本業務に係る個人情報等については、秘密を厳守し、第三者に洩らしたり、利用したりしてはならない。このことは、契約の解除及び期間終了後においても同様とする。
- (11) 保育所の行事や諸活動に協力すること。また、各種調査等により、市から資料の提出等を求められた場合においても協力すること。
- (12) 大規模災害等が発生し、炊き出し等について、市が必要と判断した場合は協力すること。
- (13) 本業務の実施に際して必要となった書類作成や諸手続きに要した全ての経費は、受託事業者の負担とすること。
- なお、受託事業者は、本業務の開始に先立ち、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 52 条第 1 項に規定する営業許可等、関係官庁等に対して必要な許認可及び届出等を準備行為として漏れなく処理しておくこと。